

一般競争入札を行いますので、京都市交通局契約規程第6条の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和8年5月29日

京都市公営企業管理者
交通局長 北村 信幸

1 競争入札に付する事項

(1) 工事名

高速鉄道東西線駅舎電気設備更新工事（石田駅）

(2) 工事場所

京都市伏見区石田森東町

(3) 工事概要

本件は、高速鉄道東西線石田駅の電気設備の老朽化に伴い、同設備の更新工事を行うものである。

(4) 工期

契約の日の翌日から令和9年3月19日まで

(5) 支払条件

前金払	契約金額の4割以内で行う。 ※ 設計図書で金額等を定めている場合は、それによる。
中間前金払	契約金額の2割以内で行う。 ※ 設計図書で金額等を定めている場合は、それによる。 ※ 部分払を請求した後は、中間前払金を請求できない。
部分払	必要に応じて行う。 ※ 設計図書で支払回数等を定めている場合は、それによる。 ※ 中間前払金を請求した後は、部分払を請求できない。

(6) 週休2日工事

本件は、月単位の週休2日工事（発注者指定方式）である。

2 本件入札に関する問合せ先

〒616-8104

京都市右京区太秦下刑部町12番地 サンサ右京5階

京都市交通局企画総務部企画総務課契約担当

（電話075-863-5095）

3 入札参加資格に関する事項

次に掲げる全ての要件を満たす者

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日において、電気工事業の許可を受けていること。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日において、令和6年度以前から本市内に本店（主たる事務所（建設業許可状の主たる営業所））を有すること。

(3) 一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日において、競争入札参加有資格

者名簿（工事）の電気工事種目に登録されていること。

- (4) 一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日において、直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書において「電気」の総合評定値が900点以上あること。
- (5) 一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日において、単独または共同企業体の構成員として元請受注した1件の工事で、平成23年度以降に完成した工事であり、当局において地下鉄駅構内での電気設備工事を行った施工実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。
- (6) 次のア～ウの要件を満たす電気工事業に係る技術者を1名配置すること。

ア 雇用関係

・ 工期において直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
・ 入札参加資格確認申請日において引き続き3か月以上の雇用関係があること。

イ 下請金額による監理技術者・主任技術者の別等

下請金額（税込）	監理技術者・主任技術者の別等
5千万円以上（建築一式工事では8千万円以上）	・ 監理技術者を配置すること。 ※ 特定建設業許可を受けていること。 ※ 監理技術者講習を修了していること。
5千万円未満（建築一式工事では8千万円未満）	・ 主任技術者を配置すること。

ウ 契約金額による専任・兼任の別

契約金額（税込）	専任・兼任の別
4千5百万円以上（建築一式工事では9千万円以上）	・ 技術者を専任で配置すること。（他の工事等に配置できない。） （準備期間、工場製作のみが行われる期間として設計図書・打合せ簿等により専任を要しないとされた期間、完成検査後の後片付け期間等を除く。） ※ 監理技術者補佐を専任で配置すれば、本市内の2工事等を監理技術者が兼任できる。
4千5百万円未満（建築一式工事では9千万円未満）	・ 技術者を配置すること。（他の工事等に専任で配置できない。）

※ 詳しくは、建設業法等の法令、国土交通省ホームページ等を参照すること。

- (7) 公告日から開札日までの間において、京都市から競争入札参加停止措置を受けていないこと。
- (8) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 公告日から開札日までの間において、交通局企画総務部企画総務課（以下「企画総務課」という。）が実施した同じ種目の他の一般競争入札（共同企業体による入札を含む。）に応札し、低入札価格調査を経て契約したことにより、

新たな入札への参加を制限されている場合

イ 公告日から開札日までの間において、企画総務課が実施中の落札決定に至っていない同じ種目の他の入札（共同企業体による入札を含む。）において、低入札価格調査の対象となる応札を行っている場合。ただし、低入札調査基準価格を事前公表しない案件において、調査辞退届又は入札辞退届を提出した場合又は失格基準価格を下回る価格で応札し失格となった場合を除く。

(9) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者が次のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの1者しか参加できない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する場合

(7) 子会社等（子会社及び他の会社に財務及び事業の方針の決定を支配されている会社、組合等をいう。以下同じ。）と親会社等（親会社及び他の会社の財務及び事業の方針の決定を支配している会社、組合等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する場合

(7) 一方の会社等（会社、組合等をいう。以下同じ。）の役員（取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事等のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生手続中の会社等又は会社更生手続中の会社である場合を除く。

a 株式会社の取締役。ただし、監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、指名委員会等設置会社における取締役、社外取締役、定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役を除く。

b 指名委員会等設置会社の執行役

c 持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d その他業務を執行する者であって、a～cに掲げる者に準じる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

ア又はイと同視できる資本関係又は人的関係があると認められる場合（組合と構成組合員の関係にある場合等）

4 入札方法等

(1)入札者は、次のどちらかの方法で入札すること。

ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行した I Cカード（本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。）を取得したうえ、京都市電子入札システムへの利用者登録を行い、インターネットを利用して入札データを送信する方法（以下この方法により入札する者を「インターネット利用者」という。）

イ 京都市から入札端末機利用者カードの発行を受けたうえ、企画総務課契約窓口を設置する入札端末機を使用することにより入札データを送信する方法（以下この方法により入札する者を「端末機利用者」という。）

なお、入札端末機利用者カードは、遅くとも入札期間終了の 1 時間前までに発行を申請すること。

入札端末機の利用時間は、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日を除き、午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）とする。

(2) 本件入札に参加しようとする者は、公告日から入札期間初日の直前の開庁日の午後 5 時までに、次のどちらかの方法により、設計図書等入手し、積算すること。

ア インターネット利用者は、京都市電子入札システムにより設計図書等をダウンロードして入手すること。

なお、インターネット利用者も京都市電子入札システムにより複写承認書入手し、設計図書等の販売業者に提示して設計図書等購入できる。

イ 端末機利用者は、企画総務課契約窓口を設置する入札端末機により、複写承認書入手し、設計図書等の販売業者に提示して設計図書等購入すること。

(設計図書等の販売業者)

株式会社中央精器

京都市右京区嵯峨明星町 5 番地の 2 4

(電話 0 7 5 - 8 7 1 - 8 4 0 0)

想定販売金額 2, 6 6 0 円

(3) 落札価格は、入札金額に入札金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した額（1 円未満切捨て）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入力すること。

(4) 入札者は、送信した入札データの訂正又は撤回をすることはできない。また、入札者は、入札データ送信後の辞退はできない。

(5) 入札期間

令和 8 年 6 月 1 6 日、1 7 日及び 1 8 日の午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、

端末機利用者は正午から午後1時までを除く。

(6) 予定価格等

予定価格 137,100,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

最低制限価格は、落札者を決定した日から2の場所で閲覧に供し、翌開庁日から交通局ウェブページで公表する。

なお、低入札調査基準価格（低入札調査基準価格を適用しない場合は最低制限価格）の算定に当たっては、入札を総合評価方式で行わない場合は無作為に抽出した数（1.000～1.003）を乗じ、総合評価方式で行う場合は無作為に抽出した数（1.000～1.003）を乗じない。

(7) 入札参加資格確認に必要な書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）の提出

入札者は、次の書類を提出しなければならない。

また、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却せず、本市の入札・契約事務で使用する。

ア 入札金額に対応する積算内訳書（任意様式）

工事名、入札者名を記載し、原則として次のレベルで積算すること。

積算内訳書の提出がない場合や積算内訳書に記載された工事価格の合計金額が入札書の金額と一致していない場合は、当該入札者の入札を無効とする。

土木積算基準の場合	本市の設計内訳書の種別までに相当する内訳（細別は不要）
建築・設備積算基準の場合	本市の工事内訳書の中科目までに相当する内訳（細目別は不要）

イ 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式）

ウ 電気工事業の許可通知書又は許可証明書の写し

エ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（総合評定値が記載されており、開札日において有効なもの）の写し

オ 施工実績調書（別紙様式）

入札参加資格に関する事項の項で前述した施工実績を記載し、それを証明できる書類の写しを添付すること

カ 技術者配置予定調書（別紙様式）

配置予定の技術者を記載した技術者配置予定調書を提出すること。

本件では、入札時点で技術者を特定できない場合は、候補として最大3名分提出できる。落札した場合には、直ちに、1名に特定して企画総務課に書面（任意様式）で報告すること。（FAX可）

技術者配置予定調書には、技術者の資格及び雇用関係を証明できる次の書類を添付すること。

技術者が監理技術者資格を有する場合	・ 監理技術者資格者証の表面及び裏面の写し ※ 裏面に監理技術者講習修了履歴の記載がない場合は、これに加えて監理技術者講習修了証の
-------------------	--

	表面の写し
その他の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術者資格を証明できる書類の写し等 ・ 雇用関係を証明できる書類の写し等

なお、技術者配置予定調書に記載した者と異なる者の配置は、死亡、重篤な傷病、被災、出産、育児、介護、退職等の真にやむを得ない場合で、同等以上の技術力を有する者への変更であるときに限る。

また、工期中の交代は、次のいずれかの場合に限る。

(ア) 死亡、重篤な傷病、被災、出産、育児、介護、退職等の真にやむを得ない場合で、同等以上の技術力を有する者への交代であるとき。

(イ) 受注者の責によらない大幅な工期延長があった場合、工期が多年に及ぶ場合、工場製作から現場施工に移行した場合等で、工事の継続性、品質確保等に支障がなく、同等以上の技術力を有する者への交代であり、受発注者間で協議して合意したとき。

(8) 一般競争入札参加資格確認申請書等の様式の交付

前項で「別紙様式」としたものについて、公告日から入札期間終了まで、京都市交通局のウェブページ (<https://www.city.kyoto.lg.jp/kotsu/page/0000006512.html>) において、入札公告と併せて掲示するので、A4判で使用すること。

(9) 入札参加資格確認申請書等の提出方法

ア インターネット利用者の場合

入札データを送信する際、ワード、エクセル（Office最新版で扱えること。）又はPDFファイル（Adobe Acrobat Reader DCで扱えること。）にして添付すること

イ 端末機利用者の場合

封入、封かんし、封筒に入札番号及び工事名のみを記載して、入札期間内に2の場所に設置してある「入札資料提出ポスト」に投函すること。

(10) 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は、「設計図書に関する質問書」（別紙エクセル様式）を電子メール（メールアドレス kotsu-zaimu@city.kyoto.lg.jp）により下記の提出期限までに提出すること。ただし、やむを得ない場合に限り、持参又はFAXでの質問を受け付ける。口頭での質問は受け付けないが、申請書その他入札手続等の事務的な事項に関する質問についてはこの限りでない。

ア 提出期限

令和8年6月2日 午後5時まで

イ 回答の公表期間

令和8年6月9日 午前11時から入札期間の最終日まで（ただし、特に必要があると認められる場合は、所定の日前に公表することがある。）

ウ 回答方法

交通局のウェブページに公告と併せて掲示する。

なお、質問がなかった場合においても、その旨を掲示する。

エ 注意事項

次のいずれかに該当する場合は、回答しない。

- (ア) 質問の締切りを過ぎてから企画総務課に到達したもの
- (イ) 指定した様式を用いていないもの
- (ウ) 質問内容が具体的でないものその他質問内容が特定できないもの
- (エ) 営繕工事における参考数量を記載した図書に関するもの（当該図書に回答しない旨の記載がない場合は回答する。）
- (オ) 質問内容が読み取れないもの
- (カ) 当該入札に直接関係のないもの
- (キ) 前各号に掲げるもののほか、大量又は繰り返し送信し正常な公務執行を妨げるなど、適正な質問として取り扱わないことが適当であるもの

5 開札及び落札者の決定

(1) 開札予定日時

令和8年6月19日 午前9時以降

(2) 入札参加資格の確認

開札後、予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で、最低の価格をもって有効な入札を行った者について、入札参加資格の確認を行う。確認を行った結果、入札参加資格がないと認められるときは、その者の行った入札は無効とし、予定価格の範囲内で有効な入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって入札を行った者について、入札参加資格の確認を行う。

なお、予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で、有効な入札を行った者のうち、入札金額が同額の者が2者以上あるときは、開札時に抽選により入札参加資格の確認を行う順位を決定する。

(3) 落札者の決定

予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で、最低の価格をもって有効な入札を行った者のうち、入札参加資格を有すると認めた者を落札者とする。

(4) 落札結果の公表

落札者を決定したときは、落札者に対して速やかに通知するとともに、落札者及び落札金額等を2の場所で閲覧に供し、翌開庁日から交通局のウェブページで公表する。

6 再度入札に関する事項

(1) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の有効な入札がないときは、再度入札を1回限り行う。ただし、再度入札に参加できる者がいないときは、行わない。

(2) 再度入札を行う場合は、京都市電子入札システムにより再度入札に参加できる者に次の事項を通知する。（端末機利用者には、電話連絡のうえ、FAX又は電子メールにより通知する。）

ア 再度入札の入札期間（現時点では当初入札の開札日の翌開庁日の午前9時から午後3時までを予定している。）

イ 再度入札の開札予定日時（現時点では当初入札の開札日の翌開庁日の午後4時以降を予定している。）

ウ 当初入札において予定価格を上回り、予定価格に最も近かった入札金額

(3) 次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加できない。

ア 当初入札に参加しなかった者

イ 当初入札において無効の入札を行った者（最低制限価格を下回る金額で入札を行った者を含む。）

(4) 再度入札は、京都市電子入札システムにより行う。

(5) 再度入札においては、入札金額に対応する積算内訳書の提出を不要とする。

(6) 再度入札により落札者を決定したときは、落札者に対して速やかに通知するとともに、落札者及び落札金額等を2の場所で閲覧に供し、翌開庁日から交通局のウェブページで公表する。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

納付を要する。保証金額は、契約金額（税込）の100分の10以上とする。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の契約保証をもって代えることができる。また、保険会社若しくは金融機関の公共工事履行保証証券による保証を付し、又は保険会社と履行保証保険契約を行った場合は、免除する。

8 入札の無効

規程第7条の2各号に該当する入札（入札に関する条件に違反した入札）は、無効とする。

9 その他

(1) 本件は、政府調達に関する協定その他の国際約束の適用を受けない。

(2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 京都市暴力団排除条例に基づく誓約書を提出すること。ただし、契約金額（税込）が1,500,000円未満である場合を除く。

(5) 下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を京都市内に本店を有する中小企業の中から選定するよう努めること。また、資材、原材料の購入契約その他の契約を締結する場合には、契約の相手方を京都市内に本店を有する中小企業の中から選定するよう努めること。

(6) 落札者となった者が契約を締結しない場合（京都市暴力団排除条例に基づく誓約書を提出しない場合を含む。）は、契約辞退に該当するため、競争入札参加停

止措置を行うとともに、落札金額（税込）の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。

- (7) 公告及び仕様書に定めのない事項は、本市が定める条例、規則、要綱、要領等のほか、関係法令等による。
- (8) 本件の受注者は、「労働関係法令遵守状況報告書」（「京都市入札情報館」に掲載した様式）を2の場所への持参により、遅くとも契約締結後2か月以内に提出すること。ただし、下請負者の報告書は受注者が取りまとめて提出すること。

（交通局企画総務部企画総務課）